

Web 会議システムを利用した会議の出席について

I. 背景と出席の解釈

1. 背景

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、Web 会議を活用する会議が増加している。

2. 出席の解釈

Web による参加を「出席」とみなすかについては、対象となる会議ごとで解釈が異なっている。以下はその例。

(1) 地方議会の本会議

会議の運営は地方自治法で規定される。(113 条、116 条第 1 項)

「出席」とは、現に議場にいることと解釈されている。

⇒Web では出席とならない。(※ 1)

(2) 地方議会の委員会

会議の運営は条例で規定される。

相手と相互に意思疎通が可能である等の条件が整えば Web による出席が可能。(※ 1)

(3) 会社法における取締役会・株主総会

相手と相互に意思疎通が可能である等の条件が整えば Web による出席が可能。(※ 2・※ 3)

※ 1 総務省自治行政局行政課長通知 (令和 2 年 4 月 30 日)

※ 2 法務省民事局参事官室「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」(平成 8 年 4 月 19 日)

※ 3 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(2020 年 2 月 26 日)

Ⅱ. 三重県がん対策推進協議会における「出席」の取り扱いについて

1. 三重県がん対策推進協議会（以下、「協議会」）の場合

協議会は三重県がん対策推進条例に基づき設置されているが、会議の運営等に関する事項は同条例第32条の規定により、会長が協議会に諮って定めることとされている。

協議会運営要綱は策定しているが、そのなかにWebによる出席に関する明確な規定はない。

2. Webによる出席の取り扱い

協議会において、Webによる出席については、会議の性質上、現場にいることが求められる場合を除き、委員相互の意思疎通が可能であれば、出席扱いが可能と考えられるが、意思決定手続きを明確にしておくためにWeb出席の取り扱いを規定しておくことが望ましい。

3. 対応（案）

対応については次ページのとおりとしたい。

(Web会議システムを利用した会議への出席)

1 協議会において、会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席は、条例第30条第2項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時適格な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった場合は、その時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。